

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>(適格機関投資家の範囲)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>十七 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務を行う株式会社のうち、当該業務を行う旨が定款に定められ、かつ、届出の時における資本金の額が五億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者</p> <p>十八〇二十二 (略)</p> <p>二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づきこれらに類する者をいう。以下この号及び次号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）</p> <p>イ 当該届出を行うおとする日の直近の日（以下この号及び次号、第三項並びに第九項において「直近日」という。）における</p>	<p>(適格機関投資家の範囲)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>一〇十六 (略)</p> <p>十七 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の三第二項第十二号に掲げる業務を行う株式会社のうち、当該業務を行う旨が定款に定められ、かつ、最近事業年度の末日における資本金の額が五億円以上であるものとして金融庁長官に届出を行った者</p> <p>十八〇二十二 (略)</p> <p>二十三 次に掲げる要件のいずれかに該当するものとして金融庁長官に届出を行った法人（ロに該当するものとして届出を行った法人にあつては、業務執行組合員等（組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員、匿名組合契約を締結した営業者若しくは有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員又は外国の法令に基づきこれらに類する者をいう。以下この号及び次号において同じ。）として取引を行う場合に限る。）</p> <p>イ 当該届出を行うおとする日の直近の日（以下この号、次号及び第六項において「直近日」という。）における当該法人が保</p>

当該法人が保有する有価証券の残高が十億円以上であること。

ロ (略)

二十四～二十六 (略)

2 その発行の際にその取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合（当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であった場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であった場合若しくは同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過している場合を除く。）には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第五項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証

有する有価証券の残高が十億円以上であること。

ロ (略)

二十四～二十六 (略)

2 その発行の際にその取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいい、法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続を含む。第十三条第二項を除き、以下同じ。）が法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当する場合における同号の規定により当該取得勧誘の相手方から除かれる適格機関投資家を相手方として行うもの又は同項第二号イ若しくは法第二条の二第四項第二号イに掲げる場合に該当するものであった有価証券を前項各号に掲げる者が取得し又は買い付けた場合（当該取得又は買付けの際に、当該有価証券に関して法第四条第六項に規定する開示が行われている場合又はその者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を既に受けていた者であった場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を既に解除されていた者であった場合若しくは同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過している場合を除く。）には、その者が前項第一号から第十四号まで若しくは第十六号から第二十六号までに掲げる者で同項ただし書の指定を受けた場合、同項第十五号に掲げる者で同項ただし書の指定を解除された場合又は同項第九号、第十七号、第十九号若しくは第二十一号から第二十六号までに掲げる者について第四項に規定する期間を経過した場合においても、当該有価証

券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項を適用する。

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十六号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この条において「届出者」という。）は、次に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した書面により、当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで、四月一日から一月を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日まで、又は十月一日から一月を経過する日までの間に、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 第一項第九号、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者

イ 商号又は名称

ロ 代表者の役職名及び氏名

ハ 本店又は主たる事務所の所在地

ニ 第十項に規定する代理する権限を有する者の商号、名称又は氏名及び住所（第一項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者に限る。）

ホ 適格機関投資家の種別（第一項各号の種別をいう。第三号において同じ。）

ヘ 届出の時間における資本金の額（第一項第十七号及び第二十五号に掲げる者に係る届出者に限る。）

券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合には適格機関投資家に該当する者とみなして法第四条第二項を適用する。

3 第一項第九号、第十七号、第十九号又は第二十一号から第二十六号までの規定により当該各号に掲げる者として金融庁長官に届出を行おうとする者（以下この項、第六項及び第七項において「届出者」という。）は、その旨を記載した書面を当該届出を行おうとする日の属する年の一月一日から一月を経過する日まで又は七月一日から一月を経過する日までの間に、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して金融庁長官に提出しなければならない。

一 第一項第九号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）

二 第一項第十七号、第二十一号及び第二十二号に掲げる者に係る届出者

イ 有価証券報告書（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を提出しなければならない者に該当する場合 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十条の規定により有価証券報告書を提出しなければならない財務局長又は福岡財務支局長

ロ イ以外の場合 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内

- ト 外国において行っている業務及び当該業務の根拠となる法令（第一項第二十五号に掲げる者に係る届出者に限る。）
- 二 第一項第十九号に掲げる者に係る届出者
- イ 商号、名称又は氏名
- ロ 代表者の役職名及び氏名
- ハ 本店又は主たる事務所の所在地
- ニ 最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表（厚生年金基金令第三十九条第一項の規定により提出されたものに限る。）における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額、支払備金の金額及び過剰積立金残高の金額の合計額を控除した額又は最近事業年度に係る年金経理に係る貸借対照表（確定給付企業年金法施行規則第一百七条第三項第一号の規定により提出されたものに限る。）における流動資産の金額及び固定資産の金額の合計額から流動負債の金額及び支払備金の金額の合計額を控除した額
- 三 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者に係る届出者
- イ 商号、名称又は氏名
- ロ 代表者の役職名及び氏名（第二十三号に掲げる者に係る届出者に限る。）
- ハ 本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所
- ニ 第十項に規定する代理する権限を有する者の商号、名称又は氏名及び住所（非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居

- にある場合にあつては、福岡財務支局長）
- 三 第一項第十九号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）
- 四 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この条において同じ。）を除く。）に係る届出者 当該届出者の本店の所在地又は住所を管轄する財務局長又は福岡財務支局長
- 五 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者 関東財務局長

住者をいう。以下この条において同じ。）である届出者に限る。）。

ホ 適格機関投資家の種別並びに第一項第二十三号イ若しくはロのいずれに該当するかの特又は同項第二十四号イ若しくはロのいずれに該当するかの別

ヘ 直近日において保有する有価証券の残高

4 届出者は、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める財務局長又は福岡財務支局長を経由して前項に規定する書面を金融庁長官に提出しなければならない。

一 第一項第九号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長

二 第一項第十七号、第二十一号及び第二十二号に掲げる者に係る届出者

イ 有価証券報告書（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を提出しなければならない者に該当する場合

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十条の規定により有価証券報告書を提出しなければならない財務局長又は福岡財務支局長

ロ イ以外の場合 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長

三 第一項第十九号に掲げる者に係る届出者 当該届出者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長

四 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者を除く

（新設）

。に係る届出者 当該届出者の本店の所在地又は住所地在管轄する財務局長又は福岡財務支局長

五| 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。）、並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者 関東財務局長

5| 第三項の規定により届出を行った場合の適格機関投資家に該当することとなる期間は、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日から二年を経過する日まで、四月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の六月一日から二年を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日から二年を経過する日まで及び十月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の十二月一日から二年を経過する日までとする。

6| 第三項の規定により届出を行った者は、前項に規定する適格機関投資家に該当することとなる期間において、届け出た事項（第三項第一号イ若しくはハ、第二号イ若しくはハ又は第三号イ若しくはハに定める事項に限る。）に変更があった場合は、遅滞なく、その内容を金融庁長官に届け出なければならない。この場合における届出に関する手続については、第四項の規定を準用する。

7| 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日までに、四月一日から一月を経過する日

4| 前項の規定により届出を行った場合の適格機関投資家に該当することとなる期間は、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日から二年を経過する日まで、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日から二年を経過する日までとする。

（新設）

5| 金融庁長官は、第三項の規定により届出が行われたときは、当該届出が一月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の三月一日までに、七月一日から一月を経過する日

までの間に行われた場合はその日の属する年の六月一日までに、七月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日までに及び十月一日から一月を経過する日までの間に行われた場合はその日の属する年の十二月一日までに当該届出を行った者の商号、名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所、適格機関投資家に該当する期間（第五項に定める期間をいう。）及び当該届出を行つた者が第一項第二十三号口又は第二十四号口に該当するものとして届出を行つた者である場合にはその旨を官報に公告しなければならない。

8| 金融庁長官は、第六項の規定による届出が行われたときは、遅滞なく、届出のあつた事項を官報に公告しなければならない。

9| (略)

10| 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。

）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者は、本邦内に住所を有する者であつて、第三項及び第六項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

11| (略)

までの間に行われた場合はその日の属する年の九月一日までに当該届出を行つた者の氏名又は名称（第七項及び第八項の規定による代理する権限を有する者の氏名又は名称を含む。）、住所、適格機関投資家に該当する期間（前項に定める期間をいう。）及び当該届出を行つた者が第一項第二十三号口又は第二十四号口に該当するものとして届出を行つた者である場合にはその旨を官報に公告しなければならない。

(新設)

6| (略)

7| 第一項第二十三号及び第二十四号に掲げる者（非居住者に限る。

）並びに同項第二十五号及び第二十六号に掲げる者に係る届出者は、本邦内に住所を有する者であつて、第三項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

8| (略)